

平成19年度個人市県民税に係る 主な改正内容について

平成19年度(平成18年分所得に係る申告分)から個人市県民税を次のとおり変更します。

■所得割の税率を一律10%(市民税6%、県民税4%)に改正

これまで個人市県民税の所得割は、課税所得金額に応じて3段階の税率(5、10、13%)を適用していましたが、19年度課税分から一律10%(市民税6%、県民税4%)の税率を適用します。

■定率減税の廃止

個人市県民税は、19年度課税分から定率減税を廃止します。

■老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置

65歳以上の方で、前年の合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置は、18年度から廃止しました。なお、平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方には、経過措置として18年度は税額の3分の1を課税していましたが、19年度は税額の3分の2を課税します。なお、20年度からは全額課税します。

確定申告の事前集合指導の お知らせ

年金所得者などの方を対象に、確定申告の事前集合指導が行われます。事前に案内ハガキが送付された方は、指定された日時にお越しください。

なお、当日ご都合がつかない場合は、他の日にお越しいただいても構いません。

月 日	時 間	区 分	地 域	開 催 場 所
2月5日 (月)	10:00～ 16:00	年 金	豊 岡	豊 岡 市 民 プ ラ ザ
2月6日 (火)	10:00～ 16:00	年 金、 住宅控除	城 崎	城 崎 総 合 支 所 2 階 大 会 議 室
	13:30～ 15:30	年 金	竹 野	竹 野 総 合 支 所 2 階 大 会 議 室
2月7日 (水)	9:30～ 16:00	年 金	豊 岡	豊 岡 市 民 プ ラ ザ
2月8日 (木)	10:00～ 16:00	年 金	日 高	日 高 農 村 環 境 改 善 セ ン タ ー 多 目 的 ホ ー ル
2月9日 (金)	10:00～ 16:00	年 金	出 石	出 石 市 民 ホ ー ル
	13:30～ 15:30	年 金、 住宅控除	但 東	但 東 総 合 支 所 2 階 大 会 議 室

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門☎22-2144
税務課市民税係

平成18年分 農業所得申告についてお知らせ

平成18年分農業所得は収支計算で申告してください。

農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。なお、自家消費だけの方など、収支計算の結果、農業所得が赤字となる方は、農業所得の申告の義務はありませんが、他の所得(給与・公的年金など)と損益通算できる場合があります。

収支計算をする際の土地改良費について、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。賦課金が1万円以上の土地改良区等について、控除額を次のとおり算出しましたので、収支計算をする際に、控除額を土地改良費の必要経費として計上してください。

なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。(竹野地域、但東地域には1万円以上の土地改良区はありません。また、城崎地域には控除額のある土地改良区はありません)

また、支払額の分かる領収書等は必ず7年間保管してください。



■土地改良費控除額(10アール当たり)

地 域	名 称	控 除 額
豊 岡	荒原土地改良区	特 別 分 11,699円
	金剛寺土地改良区	一 般 分 18,788円
		特 別 分 13,096円
	辻土地改良区(名取)	32,957円
	中佐土地改良区	一 般 分 16,174円
		特 別 分 13,423円
	中郷土地改良区	16,026円
	中郷開田組合	10,676円
	新田井堰土地改良区	ほ 場 (田) 15,010円
		ほ 場 (畑) 12,130円
	新田東部土地改良区	20,343円
	福江土地改良区	福田工区一般分 13,311円
	目坂土地改良区	24,838円
	森津土地改良区	一 般 分 24,949円
特 別 分 18,815円		
八幡土地改良区	34,809円	
日 高	国府平野土地改良区	13,175円
	田ノ口土地改良事業共同施行	13,523円
出 石	室見台土地改良区	12,050円
	中川土地改良区	26,960円
	出石北土地改良区	14,084円
	見性寺土地改良総合整備事業	10,022円

※荒原土地改良区の一一般会計分、新田井堰土地改良区の經常分(一般会計分)は、領収書等で確認し、別途経費に算入してください。また、福江土地改良区の福田工区一般分には、水利費2,720円が含まれています。